

2018年10月10日

福島県知事選挙候補者

殿

「生業を返せ、地域を返せ!」福島原発訴訟原告団
団長 中島 孝

公開質問状

2011年3月11日に発生した福島第一原発事故は、収束したなど到底言えない多くの諸問題を含んでおり、事故から7年半を経た今も県民の不安は取り除かれておりません。私たちは国と東京電力の事故に対する責任を明確にし、原発事故被害者の全体救済と被害の根絶を求める立場から、以下について、10月15日までに書面にて回答をいただくことを求めます。

- 1 昨年10月10日、福島地裁において、「生業を返せ、地域を返せ!」福島原発訴訟の判決が出されましたが、判決内容について、どのように評価されていますでしょうか。
- 2 昨年10月10日に出された判決では、国と東京電力に福島第一原発事故に対する法的責任があるとの判断が示されました。
知事となった場合、この判決と同様、国と東京電力に法的責任があるとの立場を明確にするお考えはありますか。
- 3 昨年10月10日に出された判決では、中間指針など国の指針では賠償が不十分であるとの判断が示されました。この判決は県内150万人以上に影響が及ぶものですが、知事となった場合、国と東京電力に賠償枠組みの見直しを要求するお考えはありますか。
- 4 福島第二原発廃炉に向けた詳細な工程表を示すよう東京電力に求めるお考えはありますか。

- 5 トリチウムを含む汚染水の海洋放出について、どのようにお考えでしょうか。知事となった場合、これを推進する立場なのか、反対する立場なのか、お考えを教えてください。
- 6 リアルタイム線量測定システムの配置継続を国に求めるお考えはありますでしょうか。
- 7 環境省が計画している除去土壌と放射性物質汚染廃棄物の再利用計画と、それに基づく実証実験について、どのようにお考えでしょうか。知事となった場合、再利用計画や実証実験を推進する立場なのか、反対する立場なのか、お考えを教えてください。
- 8 福島10基全ての廃炉作業が本格化するにあたり、原発の廃炉には「放射能の新たな大量放出に伴う県民の被ばく」が懸念されます。知事となった場合、県民に向けた注意喚起をするお考えはありますでしょうか。

回答は、10月15日(月)までに、以下の連絡先まで、郵送もしくはFAXでお送りいただきますようお願いいたします。

※ 回答いただいた内容は、メディアに対してやホームページ等で公表することがあります。

(連絡先)

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟原告団事務所

住所：福島市五老内町9-4 オフィスビル2F北

電話：024-572-6480

FAX：024-572-6481